

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和4年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている（1）電気の供給を受ける契約、（2）自動車の購入及び賃貸借に係る契約、（3）船舶の調達に係る契約、（4）-1 建築物の設計に係る契約、（4）-2 建築物の維持管理に関する契約、（4）-3 建築物の改修に係る契約並びに（5）産業廃棄物の処理に係る契約に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

- | | |
|----------------------|------|
| （1）電気の供給を受ける契約 | 該当無し |
| （2）自動車の購入及び賃貸借に係る契約 | 該当無し |
| （3）船舶の調達に係る契約 | 該当無し |
| （4）-1 建築物の設計に係る契約 | 該当無し |
| （4）-2 建築物の維持管理に関する契約 | |

【国立歴史民俗博物館】

概要	対象業務	電気設備・機械設備・搬送設備保守管理業務、その他（自動扉ほか）
	契約期間	複数年度（12ヶ月超）
	契約月数	36ヶ月
	契約方式	一般競争入札（最低価格落札方式）

環境配慮契約	実施状況	実施
	具体的内容	仕様：グリーン購入法基本方針に基づく基準

- (4) -3 建築物の改修に係る契約 該当無し
- (5) 産業廃棄物の処理に係る契約 該当無し